Atsumi & Sakai Newsletter
JAPAN
NEW YORK
LONDON
FRANKFURT
BRUSSELS
HO CHI MINH

2026 年 10 月 30 日
No. SME_007

【スポーツ法・スポーツビジネス概説⑤】
日本におけるスポーツ紛争の解決手法
～日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の役割と実務上の留意点～

執筆者：弁護士 野邊健太／弁護士 早川晃司

近年、スポーツに関する紛争は複雑化しており、日本においても専門的な紛争解決の制度や人材育成の重要性が高まってきています。本コラムでは、日本におけるスポーツ紛争解決の中核を担う日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」といいます。）を中心に、その紛争解決の仕組みと実務上のポイントを解説いたします。

1. 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の概要

日本には、スポーツ関連の紛争を解決するための専門機関として、2003年に設立され、現在は公益財団法人となっているJSAA[1]が存在します。JSAAは、独立した第三者機関であり、民間事業者として初めて裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の認証を受けて、裁判外での紛争解決手続を担うことが認められています。JSAAは、アスリートやスポーツ団体、その他関係者間の紛争に対し、仲裁および調停による紛争解決手続の提供及び運営を行っています。

2. JSAAで取り扱う手続及び事案

JSAAでは、主に「仲裁手続」と「調停手続」の2つの手続を運営しています。手続ごとの内容及び主に取り扱われる紛争類型は、以下のとおりです。

[1] https://www.jsaa.jp/

©Atsumi & Sakai 2026

(1) 仲裁手続

＜競技者向け＞

- スポーツ仲裁：スポーツ団体における代表選手選考に関する決定や、ドーピング違反以外のアスリートに対する懲戒処分等に関する不服申立てなど。
- ドーピング仲裁：日本アンチ・ドーピング規律パネル[2]による決定に関する不服申立てなど。

＜競技団体向け＞

- 適合性審査仲裁：加盟団体による、スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査における不適合決定に関する不服申立てなど。
- 加盟団体スポーツ仲裁：加盟団体による、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」といいます。）等の統括団体からその加盟団体に対する懲戒処分に関する不服申立てなど。

＜その他＞

- 特定スポーツ仲裁：上記にとらわれない、スポーツに関する紛争を広く対象とする手続。

(2) 調停手続

- スポーツに関する紛争について、当事者間の話し合いの場に調停人が同席し、和解に至るよう支援する手続（ただし、審判の判定や競技運営に関する懲罰については、事実関係の確認や理解に限定した手続となります。）。

3. スポーツ仲裁の特徴と手続

上記のように、JSAAで扱う紛争類型は多岐にわたりますが、特にJSAAにおけるスポーツ仲裁には以下の特徴があります。

- 対象範囲：競技団体が競技者等に対して行った「決定」が対象であり、競技中の審判の判定は原則として除外されます。審査対象となる「決定」に該当するか否かは、実質的に競技者の法的地位に影響を及ぼすか否かで判断されます。

[2] https://www.playtruejapan.org/code/violation/decision.html

©Atsumi & Sakai 2026

- 迅速性：審理が終結（主張書面の提出、審問、証拠調べ等の審理手続が終了）してから3週間以内で判断を示すこととされており（スポーツ仲裁規則（以下「規則」といいます。）第42条第1項）[3]、裁判手続に比べて迅速です。また、緊急仲裁手続も設けられており（規則第50条）、緊急性の高い事案についてはより迅速に判断がなされます。

- 費用：申立料金は、仲裁手続は5万5,000円、調停手続は2万7,500円（いずれも税込）とされており、資力の乏しい申立人への弁護士費用支援制度もあります。

- 非公開：手続や記録は原則非公開ですが、仲裁判断はJSAAにより公開されます（規則第37条第2項参照）。

- 効力：仲裁判断は最終的なもので当事者を拘束し（規則第48条）、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport (CAS)）[4]への上訴はできません。

4. 実務上の留意点

ここで、JSAAによる紛争解決を利用する上で、いくつか注意すべき点をご紹介いたします。

(1) 当事者双方の合意の有無の確認

JSAAにおける仲裁又は調停手続を利用する場合は、一方的に訴訟提起が可能な裁判とは異なり、予め当事者間の合意があることが前提となります。

まず、仲裁手続に関しては、多くの国内競技連盟（以下「NF」といいます。）では、規約にあらかじめ「JSAAの仲裁で解決する」旨の自動応諾条項を設けており、この場合は別途の合意をすることなく手続を進めることができます。2025年4月時点では、JOC等に加盟する団体の約84%がこの条項を導入しています。もっとも、日本サッカー協会（JFA）のように、控訴先をスポーツ仲裁裁判所（CAS）のみに限定している団体もあります。

また、仮に所属するNFの規約に自動応諾条項がない場合でも、紛争当事者との契約書等において、紛争が生じた場合にはJSAAの紛争解決を利用する旨の条項が含まれている場合には、JSAAの利用が可能となります。

[3] https://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/01_rule.pdf
[4] https://www.tas-cas.org/en

©Atsumi & Sakai 2026

したがって、JSAAによる紛争解決の利用を検討するにあたって、まずは所属するNFの規約や紛争当事者との契約書等において、自動応諾条項や仲裁合意の条項があるかをご確認いただくことが最初のステップになると言えます。

(2) 特段の合意がない場合の裁判手続の利用の可否等

ここで、当事者間にJSAAを利用する旨の合意（仲裁合意）がない場合の対応についてですが、法的手続としては、まず裁判所を利用した手続（民事保全手続、本案訴訟）を検討することになります。もっとも、スポーツ関連のトラブルについては、裁判所の審査対象になり得るかという観点で注意が必要です。

まず、日本の裁判所は、「法律上の争訟」に該当しない場合、訴えを提起しても却下する場合があります（裁判所法第3条）。「法律上の争訟」とは、権利義務や法律関係に関する紛争であって、法令の適用によって解決することができるものを指しますが、実際に、スポーツの試合におけるペナルティー適用の可否については、「法律上の争訟」に当たらないとして訴えを却下した例も存在します[5]。

また、仮に司法審査の対象にあたるとしても、スポーツ紛争における特有の問題を別途検討する必要がある場面もあります。例えば、プロスポーツ選手と所属するクラブチーム・球団の契約関係が問題となった場合、当該プロスポーツ選手が労働者か、又は個人事業主かによって、利用できる裁判手続が異なります。労働者性の有無は個々の事例に基づき判断するほかありませんが、労働者でない場合には、当事者が労働者であることが前提となる労働審判の手続の利用は難しいと考えられます。

5. まとめ

日本のスポーツ紛争解決は、JSAAを軸とする専門的な仲裁・調停手続と、一般の民事手続が併存する形をとっています。紛争の解決にあたっては、当該NFの規定における自動受諾条項の有無や、仲裁合意の存否を事前に精査することが不可欠です。このように、事案に応じた利用手続を検討する必要がありますので、ご不明な点があれば、まずは法律家に相談されることをお勧めいたします。

[5] 東京地判平成 6 年 8 月 25 日（判例時報 1533 号 84 頁）

©Atsumi & Sakai 2026

執筆者

弁護士　野邊健太（パートナー、第一東京弁護士会）
Email: kenta.nobe@aplaw.jp

弁護士　早川晃司（パートナー、東京弁護士会）
Email: kohji.hayakawa@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　スポーツ、メディア＆エンターテインメントプラクティスチーム
Email: cpg_sports_entertainment@aplaw.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方はニューズレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）

大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16 階

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2 丁目 12-1　天神ビル 10 階

ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036

ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom

フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany

ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium

ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

©Atsumi & Sakai 2026